

# R6-7 シーズン

## 遊漁者による船舶を用いたビワマス釣りの 承認制について (遊漁船業者用手順概要)

琵琶湖で船舶を用いたビワマス釣り（トローリング・ジギング等）を案内する遊漁船業者の方は、琵琶湖海区漁業調整委員会の承認が必要です。

### ■ 承認制の目的

琵琶湖では、ビワマスを目的とした遊漁者が増加していることから、平成 25 年 12 月から承認制を導入しています。

この承認制は、現在のビワマス資源を維持すること等を目的としているとともに、ビワマスを利用する漁業と利用調整を図るうえで大切な仕組みとなっています。

皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いします。

### ■ R5-6 シーズンからの変更点

1 承認期間を次の通り変更しました。

- 令和 6 年 12 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日。ただし、水産試験場が実施する資源評価により前年 5 月の資源量水準が 100 トン以下となる場合であって、漁業者が資源管理協定に基づき漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。

2 承認基準を次の通り変更しました。

- 承認基準の 3 位に「遊漁船業の適正化に関する法律第 4 条第 3 項第 2 号に基づく業務規程を令和 6 年 10 月 1 日までに知事に提出していない者」を追加。
- 承認基準の 3 位に「遊漁船業者 1 者が申請する 3 隻目以降の遊漁船」を追加。

### ■ 承認期間および承認数など

遊漁期間：令和 6 年 12 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日

ただし、水産試験場が実施する資源評価により前年 5 月の資源量水準が 100 トン以下となる場合であって、漁業者が資源管理協定に基づき漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。

承認数：遊漁船業者船 40 隻以内

釣法の限定：竿を使用しない引縄釣りの禁止

使用できる釣針の個数と種類：竿 1 本につき 1 個（シングルフックのみ）

同時に使用できる竿の数：各承認船舶 1 乗客当たり 2 本 + 1 隻当たり 2 本以内  
保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数：

各承認船舶 1 乗客 1 日当たり 5 尾以内（遊漁船業者の持ち帰りなし）

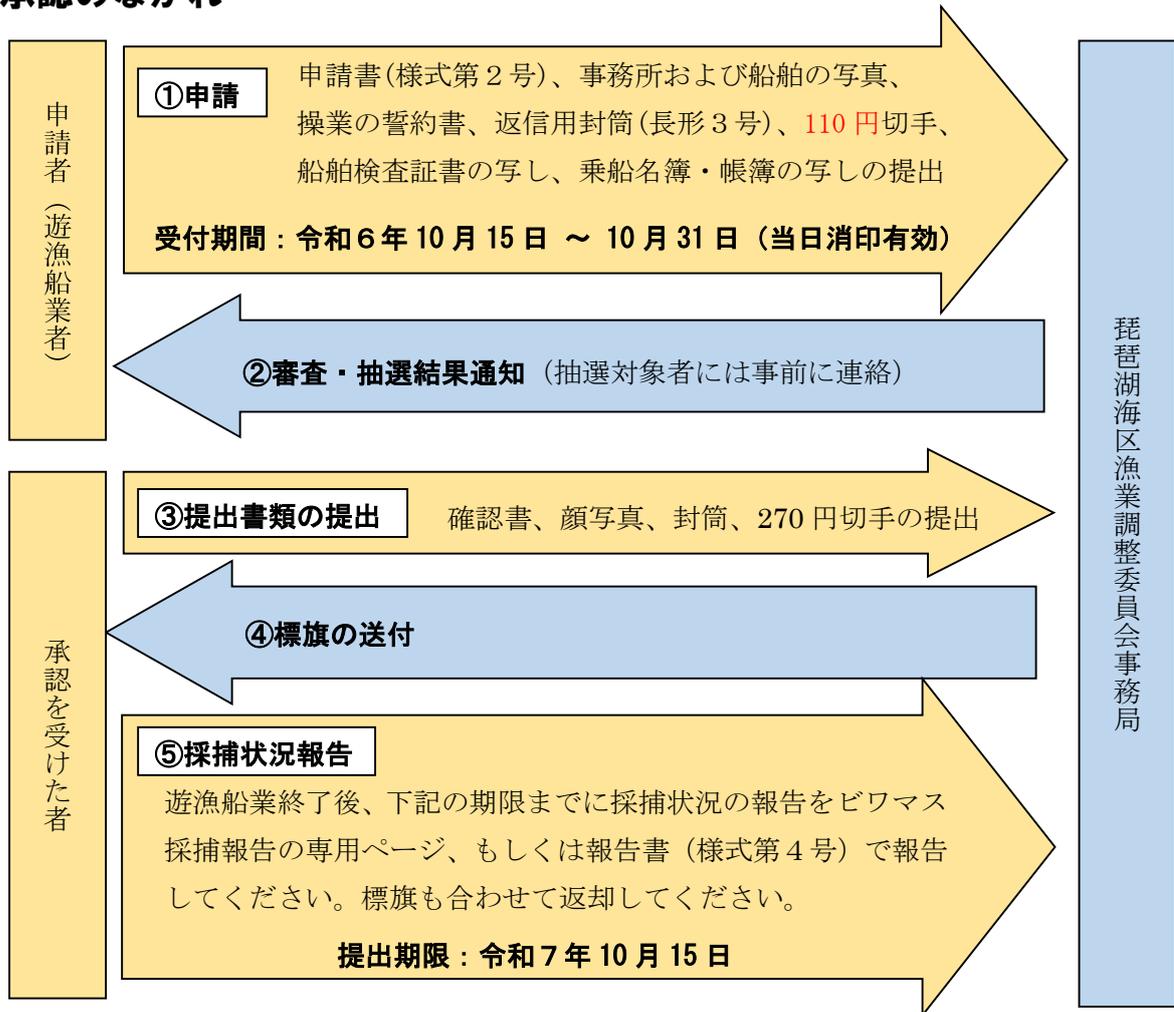
## ■ 申請受付期間

令和6年10月15日（火）から令和6年10月31日（木）まで

令和6年10月31日（木）の消印有効

- ・ 受付期間前の申請は受理しません。
- ・ 受付期間を過ぎた申請の受付はできませんので、申請者の責任において受付期間内に全ての必要な書類（3～4ページ目ア～キ）を提出してください。

## ■ 承認のながれ



## ■ 申請・承認の手続き

### 1. 申請資格

申請時において次のいずれの条件も満たすものとします。

- ① 遊漁船業登録をしている者
- ② 遊漁船業の適正化に関する法律（以下、遊漁船業法とする。）を遵守している者
- ③ 漁業に関する法令\*の違反が確認されていない者
- ④ 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号、第10号および令和5年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第3号に従わなかったことが確認されていない者
- ⑤ 令和6年12月1日から令和7年9月30日までの間において、ピワマス釣りの遊漁船業を営む事について誓約できる者

※ 漁業に関する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す

### 2. 申請に必要な書類

承認を得ようとする者（以下、申請者）は、申請受付期間内に下記の提出書類**全て（ア～キ）**を琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下、事務局）へ提出してください（先着順ではありません）。受付開始前および受付期間を過ぎた申請は受理できません。申請にかかる費用は申請者の負担となります。

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんのでご注意ください。郵便の事故等での未着については責任を負いかねますので、簡易書留等、追跡可能な方法での発送をお願いします。また、受付期間終了間際に提出された場合は、必ず事務局まで郵送した旨、電話連絡をお願いします。

#### ア 申請書（様式第2号）

※ 承認を受けようとする船舶ごとに申請

#### イ 遊漁船業法第17条第1項に規定する標識\*<sup>1</sup>を掲示した営業所 および遊漁船の写真\*<sup>2</sup>

※1 遊漁船業法施行規則第18条に規定する別記様式第8号（遊漁船業者登録票）  
および別記様式第9号（×××○○○○）

※2 営業所には別記様式第8号、遊漁船には別記様式第8号および別記様式第8号が掲示されていることが分かる写真

#### ウ 操業の誓約書（10ページ目に掲載）

#### エ 返信用封筒（長形3号、縦23.5cm×横12cm）

※ 申請者の宛名宛先を記載する

#### オ 110円切手

※ 返信用封筒に貼付しておく

## カ 船舶検査証書の写し

キ 前年承認を受けた申請者は、承認ごとにピワマス釣りに出船した5営業日分（5営業日に満たない場合は全て）の「遊漁船業の適正化に関する法律第15条に定める利用者名簿の写し<sup>※1</sup>」および「経費・売上等を記帳した法定帳簿<sup>※2</sup>の写し」

※1 乗船者から事務局への提供について同意を得たもの。

※2 必要経費などの事業運営の費用として出ていくお金と、売上などの入ってくるお金を記帳する帳簿のこと。以下の項目が記載されていること。

記載する項目

- ・ 売上げ（ガイド料）、仕入れ（ガソリン等の経費）の金額
- ・ 取引の年月日
- ・ 売上先、仕入先、その他の相手方の名称

**提出先** 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）  
問い合わせ 電話：077-528-3872

## 3. 承認審査

### 承認基準

- 1位 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗および採捕状況報告書を提出期限までに提出済みの遊漁船（2位の②、3位の①、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く）
- 2位
- ① 前年に承認を受けていない遊漁船（3位の②、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く）
  - ② 前年に承認を受けた遊漁船のうち、承認期間中の営業実態が確認できない遊漁船
- 3位
- ① 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗または採捕状況報告書を提出期限を過ぎて提出した遊漁船
  - ② 3位の①に該当する船舶を所有する遊漁船業者が申請する前年に承認を受けていない遊漁船
  - ③ 遊漁船業者1者が申請する3隻目以降の遊漁船
  - ④ 申請受付期間において遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項に基づく変更の届出を怠っていた遊漁船
  - ⑤ 遊漁船業の適正化に関する法律第4条第3項第2号に基づく業務規程を令和6年10月1日までに定めていない者
  - ⑥ 遊漁船業の適正化に関する法律第20条に基づく業務改善命令を受けている者
  - ⑦ 前年に承認を受けたにも関わらず、提出物<sup>※</sup>を提出しなかった遊漁船
- ※ 提出物とは、「6. 承認後の書類等の提出」で提出を求めた「確認書、顔写真、封筒（角形2号）、切手（210円分）」を指す

事務局が承認基準に沿って審査して承認する船舶を決定します。申請受付期間内に全ての書類（ア〜キ）が整わなかった申請については、承認審査の対象とはなりません。

遊漁船業者が使用する船舶の承認については、**審査対象となった船舶を審査基準に沿って順位付けを行い、1位、2位、3位の順番に承認船舶を決定**します。

1位と2位の船舶の合計が承認定数を上回った場合は、1位の船舶を承認し、2位の船舶の抽選を行います。1位と2位の船舶の合計が承認定数以内であり、1位、2位および3位の船舶の合計が承認定数を上回った場合は、1位と2位の船舶を承認し、3位の船舶の抽選を行います。

#### 4. 抽選

抽選は「くじ」により実施します。抽選の対象になった方には、事前にお知らせします。

抽選には、抽選の対象となった船舶の申請者もしくはその代理人（代理人である旨の書面を持った者）は来場いただけますが、申請者もしくは代理人以外の方の立会いは認めません。

抽選は、申請者もしくは代理人が来場される場合は、その方に「くじ」を引いていただきます。来場されない場合は事務局に委任されたものとして、申請者に代わって事務局員が「くじ」を引きます。「くじ」を引く順番は、抽選日に抽選で決定します。

##### 抽選方法について

- ① 申請船舶のうち、審査対象の船舶を1位、2位、3位に割り振る。
- ② 抽選の対象となった船舶について、「くじ」により決定する。

**抽選日時：令和6年11月18日（月）14：00**

**（受付 13:30～14:00）**

**抽選会場：抽選対象者に追って連絡します。**

#### 5. 承認結果の通知

審査結果の通知文書を、提出いただいた返信用封筒（110円切手を貼付したもの）に封入し送付します。

#### 6. 承認後の書類等の提出

承認船舶ごとに、確認書、顔写真1枚、返信用切手、返信用封筒を提出していただきます。顔写真は、船長、業務主任者ごとに提出が必要です。

これら書類の提出に関する案内は、承認の結果通知と併せて行います。

また、切手の超過額や提出物以外に送付された物は原則、返却できませんので御注意願います。なお、郵便料金不足で書類が事務局に配達された場合には受け取らず、郵便局へ送り返しますので御注意願います。

#### ク 確認書（11ページ目に掲載）

## ケ 顔写真 1 枚

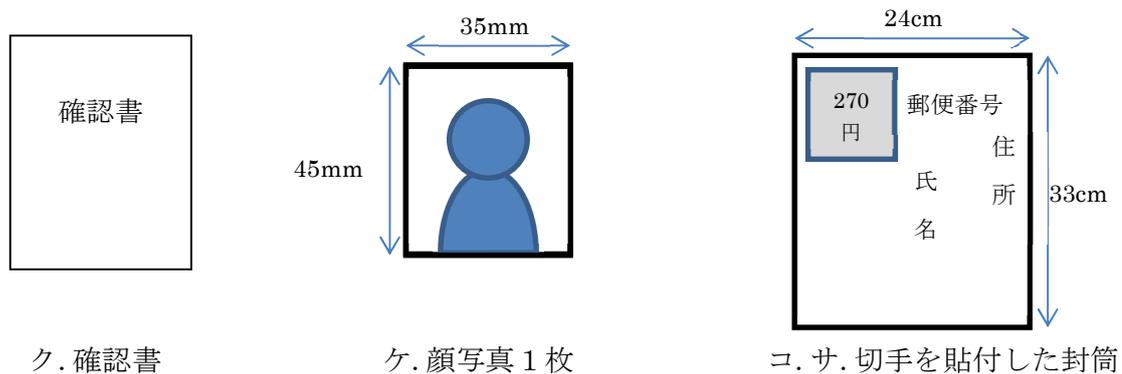
- ※ 縦 45mm×横 35mm、船長・業務主任者の各人のみを写したものの、正面・無帽・無背景、鮮明であるもの、6 か月以内に撮影したもの。
- ※ 写真の裏面に本人の名前を記載する

## コ 返信用封筒（角形 2 号、縦 33cm×横 24cm）

- ※ 申請者の宛名宛先を記載する

## サ 270 円分の切手

- ※ 返信用封筒に貼付しておく



## これらを封筒に入れて、事務局へ提出

顔写真は事務局が保管し現場等で承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。

**提出先** 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号  
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）  
問い合わせ 電話：077-528-3872

## 7. 承認者への承認証および標旗の送付

6. の提出書類が確認できた後に、標旗およびその他案内を送付します。なお、標旗が承認の証となりますので紛失等されないよう十分御注意ください。

申請が集中することにより、確認や発送作業に 2 週間以上かかる場合があります。

## 8. 承認を受けた遊漁船業者の公表

利用者への周知のため、承認を受けた遊漁船業者の一覧を事務局において縦覧に供します（遊漁船登録番号、代表者氏名、営業所名、営業所住所、営業所電話番号、使用船舶名、遊漁船業務主任者名）。また、琵琶湖海区漁業調整委員会のホームページでも公表します。

縦覧、公表する内容は申請書に記載された内容とします。

## 9. 採捕状況報告などの提出

承認期間終了後、以下①、②のいずれかの方法により採捕状況を報告してください。

### ① ビワマス遊漁採捕報告の専用ページを利用した採捕状況報告

※承認者に は専用ページの URL、ログイン ID、パスワードをお知らせします。専用ページでの採捕報告は釣行毎に可能です。積極的に御利用いただき迅速な採捕状況の把握に御協力ください。

### ② 採捕状況報告書（様式第4号）への記入、郵送

上記①の場合は承旗のみを、②の場合は報告書と標旗を事務局に送付してください。

**報告・返却期限：令和7年10月15日まで（郵送の場合は当日消印有効）**

## ■ 他人名義の使用、承認証および標旗の貸借の禁止

申請は、他人名義を用いての申請はできませんので、必ず事業をされる本人が申請してください。また、標旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での申請や標旗の貸借を確認した場合は、承認を取り消すことがあります。

また、標旗の貸借が確認された場合、確認した次のシーズンの承認を行わないなどの対処をする場合がありますので、くれぐれも他人名義を用いた申請や標旗の貸借をしないでください。

## ■ ビワマスを対象とした引縄釣遊漁船業に係る留意事項について

遊漁船業は「乗客を漁場に案内し魚類等を採捕させる事業」であり、乗客がない場合は遊漁船業に該当しません。

釣れる水域を事前に調査するための調査釣行など乗客のない場合や、業務外で親族等を乗船させる場合は遊漁船業に該当せず、本承認では引縄釣を行うことはできません。

## ■ 必要書類の保管について

R5-6 シーズンからは、前シーズンに承認を受けた者のうち営業実態が確認できない承認者は、承認基準2位としました。今後も営業実態について確認しますので、以下の書類を保管していただきますようお願いいたします。

### ① 遊漁船業の適正化に関する法律第14条に定める利用者名簿の写し

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第12条1項では「当該利用の終了の日から一週間保存しなければならない。」と定められていますが、ビワマス釣りの承認を受けた遊漁船のうちR6-7シーズンも承認を申請したい方は、申請時まで保存をお願いします。利用者には、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局に提供することについて同意を得てください。（営業実態の確認以外の用途には使用しません）

## ② 必要経費などの事業運営の費用として出ていくお金と、売上などの入ってくるお金を記帳した帳簿等

所得税法第 232 条第 1 項において、確定申告の有無にかかわらず、事業所得等を生ずべき業務を行う全ての方は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳し保存する必要があることが定められています。

## ■ 承認者が守るべきルール

- ・ 竿を使用しない引縄釣は行わない。
- ・ 同時に使用できる竿数は各承認船 1 乗客当たり 2 本 + 1 隻当たり 2 本以内。
- ・ 釣針の数は竿 1 本につき 1 個（シングルフックのみ）。
- ・ 保持（キープ）および持ち帰ることができるピワマス数は各承認船 1 乗客当たり 5 尾以内とし、遊漁船業者の持ち帰りはなし。
- ・ 全長 30 cm 以下のピワマスは採捕しない。
- ・ 漁労中の他船から 1 km の範囲内および敷設された漁具から 300m の範囲内では引縄釣等を行わない。

## ■ 漁具被害の防止

刺網などの漁具に、ピワマス釣りの仕掛けが引っ掛かり漁具が破損する被害が報告されています。この承認制度は漁業との調整の上で成り立っています。漁具の近くでは引縄釣等を行わないでください。

万が一、漁具に仕掛けを引っ掛けてしまった場合に備え、ダウンリガーに承認番号を記載しておくなど、トラブル解決が図れるよう協力をお願いします。現に引っ掛けた場合は無理に引っ張らずに仕掛けを切り、引っ掛けた日時、場所、その他の状況を滋賀県水産課（077-528-3872）に連絡してください（平日 8 : 30 - 17 : 15）。

## ■ 標旗（承認旗）の取り扱いについて

採捕行為中は使用船舶に標旗を掲揚することと委員会指示で定められていますので、**必ず掲揚してください。**

○ 釣行時は標旗を **よく見える所に** 掲揚してください。

○ 委員会指示に従わない場合は、**承認の取消し** または **次回の承認をしない措置** をとることがあります。

標旗は使い捨てではなく、再利用をしています。次年度以降も利用します。ご自分で付けられた紐などを外し、清掃した後に返却いただくよう御協力をお願いします。

様式第2号（遊漁船業者用）

引縄釣等承認申請書  
（遊漁船業者用）

年 月 日

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒		
住 所			
ふりがな			
代表者氏名			
電話番号			
E - mail			
R5-6 シーズン承認	あり	なし	（いずれかに○）

琵琶湖において、引縄釣等を行わせるために下記の船舶を用いて、遊漁者を漁場に案内する事業を営みたいので申請します。

## 記

## 1 申請内容（遊漁船業者登録簿の内容を記載のこと）

(1)	遊漁船登録番号	
(2)	代表者氏名	
(3)	営業所名	
(4)	営業所住所	
(5)	営業所電話番号	
(6)	使用船名	
(7)	遊漁船業務主任者氏名	

## 2 R5-6シーズンの出船回数

\_\_\_\_\_ 回

## 3 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う主な水域（記入例：竹生島周辺、姉川沖など）

( )

(2) 月別の出航予定日数

R6	R7								
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

（事務局使用欄）記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

## 操業の誓約書

(宛先)  
琵琶湖海区漁業調整委員会

令和 年 月 日

営業所住所

営業所名

代表者氏名 (署名) \_\_\_\_\_

※記名と押印をもって署名に代えることができます

令和6年9月20日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣(釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。)および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る)」の申請にあたり、ビワマス引縄釣遊漁船業を営むことを誓約します。

## 【営業の方法】

当てはまるものに○をつけてください(複数選択可)

## 1 集客方法(HP・SNSアカウントをお持ちの方はURLを記載)

- 1 HP・ブログ \_\_\_\_\_
- 2 SNSアカウント \_\_\_\_\_
- 3 その他(具体的に記載してください)  
\_\_\_\_\_

## 2 ガイド予約方法

- 1 上記HP等からの申込フォーム
- 2 電話 \_\_\_\_\_
- 3 メール \_\_\_\_\_
- 4 その他(具体的に記載してください) \_\_\_\_\_

## 3 料金体系

(できる限り詳しく記載してください。HP等の画面コピー等、別紙を添付することも可とします。キャンセル料についても記載してください。)

## 4 組合・協会への所属

- 1 有 団体名と代表者名 \_\_\_\_\_
- 2 無

## 確 認 書

令和6年9月20日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

### 記

- 1 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 2 遊漁船業において採捕したビワマスを自ら（遊漁船業に従事する全ての者を含む）が持ち帰ることはしません。
- 3 遊漁船で採捕したビワマスを保持（キープ）および持ち帰る尾数は、乗客1人につき1日当たり5尾までとします。
- 4 乗客に対して、採捕したビワマスを販売できないこと、また、自ら経営する飲食店等で提供できないことを周知徹底します。
- 5 乗客に対して、採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、無償であっても水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に持ち込めないことを周知徹底します。
- 6 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 7 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 8 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記のことに反した場合は、承認および標旗を返納します。

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

令和      年      月      日

営業所住所

営業所名

代表者氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます